

別紙 1

養成研修カリキュラム

科目	分数	研修内容要点
1 植物防疫一般	30	・植物防疫行政及び農薬行政に関する知識
2 農薬一般	30	・農薬の種類、特性、農業生産に果たす役割等
3 関係法令	50	・農薬取締法に基づき、農薬取扱業者が遵守すべき事項、農薬の安全性確保に関する事項等 ・毒物及び劇物取締法に基づき、毒物又は劇物に指定された農薬の販売、保管管理等に関して遵守すべき事項
4 農薬の安全性評価及び各種基準の設定	40	・農薬の安全性評価の方法に関する知識 ・農薬の残留基準等設定の趣旨及び設定方法に関する知識 ・農薬の安全使用基準等設定の趣旨及び設定方法に関する知識
5 農薬の安全使用、危害防止対策等	40	・散布作業者に対する安全性確保（使用上の注意事項の遵守等）に関する知識 ・農産物の安全性確保（農薬の安全使用基準等の遵守）に関する知識 ・環境に対する安全性確保に関する知識 ・農薬の保管管理に関する知識 ・農薬散布保護装備（防除衣、保護マスク、保護メガネ等）に関する知識
6 農薬指導士の任務	20	・農薬の安全対策における農薬指導士の位置付け、農薬指導士の果たすべき役割、遵守すべき事項等
7 病虫害、雑草防除等	120	・病虫害、雑草の種類及び農薬の使用方法等に関する知識 ・農薬散布技術、防除機等に関する知識
計	330	

## 別紙 2

## 更新研修カリキュラム

科目	分数	研修内容要点
1 関係法令	10	<ul style="list-style-type: none"><li>・農薬取締法に基づき、農薬取扱業者が遵守すべき事項、農薬の安全性確保に関する事項</li><li>・毒物及び劇物取締法に基づき、毒物又は劇物に指定された農薬の販売、保管管理等に関して遵守すべき事項</li></ul>
2 農薬の安全使用、危害防止対策等	25	<ul style="list-style-type: none"><li>・散布作業者に対する安全性確保（使用上の注意事項の遵守等）に関する知識</li><li>・農産物の安全性確保（農薬の安全使用基準等の遵守）に関する知識</li><li>・環境に対する安全性確保に関する知識</li><li>・農薬の保管管理に関する知識</li><li>・農薬散布保護装備（防除衣、保護マスク、保護メガネ等）に関する知識</li></ul>
3 農薬の安全性評価及び各種基準の設定	25	<ul style="list-style-type: none"><li>・農薬の安全性評価の方法に関する知識</li><li>・農薬の残留基準値等設定の趣旨及び設定方法に関する知識</li><li>・農薬の安全使用基準等設定の趣旨及び設定方法に関する知識</li></ul>
計	60	

## 別紙 3

### 認定試験の試験項目等

試験項目	判定基準	出題要領	出題数	配点
1 植物防疫一般に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>植物防疫行政及び農薬行政に関する知識を有していること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>植物防疫行政及び農薬行政に関する内容について五者択一形式等で出題する。</li> </ul>	4	8
2 農薬一般に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>農薬の種類、特性、農業生産に果たす役割等に関する知識を有していること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農薬の種類、特性、農業生産に果たす役割等に関する内容について五者択一形式等で出題する。</li> </ul>	5	10
3 関係法令	<ul style="list-style-type: none"> <li>農薬取締法に基づき、農薬取扱業者が遵守すべき事項、農薬の安全性確保に関する事項等に関する知識を有していること。</li> <li>毒物及び劇物取締法に基づき毒物又は劇物に指定された農薬の販売、保管管理等に関して遵守すべき事項等に関する知識を有していること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農薬取締法に基づき、農薬取扱業者が遵守すべき事項、農薬の安全性確保に関する事項等に関する内容について五者択一形式等で出題する。</li> <li>毒物及び劇物取締法に基づき毒物又は劇物に指定された農薬の販売、保管管理等に関する事項について五者択一形式等で出題する。</li> </ul>	7	14
4 農薬の安全性評価及び各種基準の設定に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>農薬の安全性評価の方法に関する知識を有していること。</li> <li>農薬の残留基準等設定の趣旨及び設定方法に関する知識を有していること。</li> <li>農薬の安全使用基準等設定の趣旨及び設定方法に関する知識を有していること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農薬の安全性評価の方法に関する内容について五者択一形式等で出題する。</li> <li>農薬の残留基準等設定の趣旨及び設定方法に関する内容について五者択一形式等で出題する。</li> <li>農薬の安全使用基準等設定の趣旨及び設定方法に関する内容について五者択一形式等で出題する。</li> </ul>	7	14

<p>5 農薬の安全使用、危害防止対策等に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・散布作業者に対する安全性確保に関する知識を有していること。</li> <li>・農産物の安全性確保に関する知識を有していること。</li> <li>・環境に対する安全性確保に関する知識を有していること。</li> <li>・農薬の保管管理に関する知識を有していること。</li> <li>・農薬散布保護装備（防除衣、保護マスク、保護メガネ等）に関する知識を有していること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・散布作業者に対する安全性確保に関する内容について五者択一形式等で出題する。</li> <li>・農産物の安全性確保に関する内容について五者択一形式等で出題する。</li> <li>・環境に対する安全性確保に関する内容について五者択一形式等で出題する。</li> <li>・農薬の保管管理に関する内容について五者択一形式等で出題する。</li> <li>・農薬散布保護装備（防除衣、保護マスク、保護メガネ等）に関する内容について五者択一形式等で出題する。</li> </ul>	<p>13</p>	<p>26</p>
<p>6 農薬指導士の任務に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農薬の安全対策における農薬指導士の位置付け、農薬指導士の果たすべき役割、遵守すべき事項等に関する知識を有していること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農薬の安全対策における農薬指導士の位置付け、農薬指導士の果たすべき役割、遵守すべき事項等に関する内容について五者択一形式等で出題する。</li> </ul>	<p>4</p>	<p>8</p>
<p>7 病虫害、雑草防除等に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病虫害、雑草の種類及び農薬の使用方法等に関する知識を有していること。</li> <li>・農薬散布技術、防除機等に関する知識を有していること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病虫害、雑草の種類及び農薬の使用方法等に関する内容について五者択一形式等で出題する。</li> <li>・農薬散布技術、防除機等に関する内容について五者択一形式等で出題する。</li> </ul>	<p>10</p>	<p>20</p>
<p>計</p>			<p>50</p>	<p>100</p>

## 別紙 4

### 福岡県農薬指導士を設置している旨の店頭標示について

福岡県農薬指導士認定事業実施要領の運用について第5に規定する店頭標示は、下記のとおりとする。

#### 記

- 1 規格  
県章の下に「福岡県農薬指導士」、「認定番号第                      号」をいれたものとする。